

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の概要（案）

第1 基本的な考え方

1 計画の主旨

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るため、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるもの。

2 計画の位置づけ

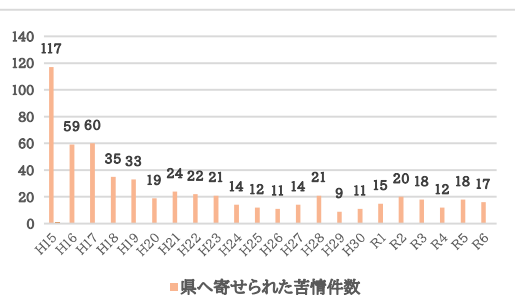
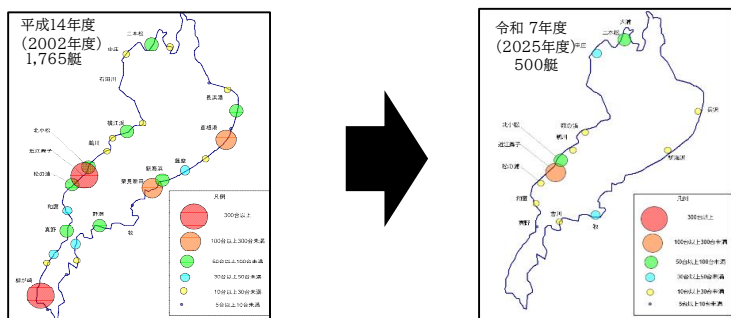
「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条の規定に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針。

3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

8月第1日曜日の水上バイク出艇数調査（夏季利用状況調査）



近江舞子・北比良（大津市）

- ・利用数は、条例制定時の平成14年度に比べて減少しているが、コロナ禍前に戻つつある。
- ・苦情は、県以外に滋賀県警察を通じて寄せられたプレジャーボートの騒音関連のものが137件あった。（R6）
- ・彦根市松原地先など一部地域においてはプレジャーボートによる迷惑行為の改善傾向も見られたが、依然として苦情が発生している地域がある。また、苦情が少なかった地域においても、近年は苦情が発生している。
- ・新しい傾向も踏まえ、更なる規制強化や制度改正を視野に入れた検討を進める必要がある。

2 秩序ある適正なレジャー利用の促進のための施策

（1）湖岸の適正利用の推進

- （ア）プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制
- （イ）湖岸施設の管理規程等による規制
- （ウ）琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
- （エ）都市公園湖岸緑地の南湖東岸エリアにおける適正利用促進

（2）安全なレジャー活動の推進

琵琶湖等水上安全条例等による規制

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

- 琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること
- 地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- 琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

2 計画の基本理念

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

3 計画の目標

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減のための施策

（1）プレジャーボートの航行規制の徹底

- （ア）航行規制水域の適切な設定
- （イ）増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全
- （ウ）水鳥の生育環境の保全
- （エ）レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

（オ）利用環境の検討

（カ）航行規制遵守の徹底

（キ）改造艇等の航行禁止

（ク）不要な空ぶかしの禁止

（ケ）指導監視体制の強化

（2）環境対策型エンジンへの確実な転換

（ア）従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底

（イ）適合証表示制度の徹底

（ウ）指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換

（3）外来魚のリリース禁止等の徹底

（ア）釣り人等への普及啓発

（イ）外来魚の防除の推進

（4）ローカルルール等の推進

（ア）地域住民等による自主組織づくりへの支援

（イ）ローカルルール策定への支援等

（ウ）利用者のマナーの向上

（エ）ごみの投棄、放置対策

3 施策の総合的な推進

（1）計画の進捗管理

（2）琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討

（3）広報広聴活動の推進

（4）調査研究の推進

（5）施策の推進体制